

業務委託基本契約書

件名： 特定審査(柔道整復師照会調査)業務

●●●●●●●●●●(以下「甲」という)と一般財団法人 保険療養費審査等受託機構(以下「乙」という)は、以下の通り特定審査(柔道整復師照会調査)業務の委託契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、別添仕様書に基づき以下の業務を委託し、乙はこれを受託する。

(1) 特定審査(柔道整復師照会調査)業務 支給申請書審査後に抽出された疑義のある申請書に対し柔道整復師に直接臨床的視点からの照会調査を実施する。

第2条 本契約の有効期間は、平成 29 年●月●日より平成 30 年●月●日までとする。但し、期間満了一か月前までに甲又は乙から何ら申し出のないときは、同一条件をもって自動的に一年間継続されるものとし、以後も同様とする。

第3条 乙は善良なる管理者の注意義務を以って本契約に係る業務を履行する。

第4条 特定審査に必要な個別契約は、甲から乙へ取引内容等を記載した特定審査依頼書等の交付をもって行う。

第5条 完了報告書(意見書・報告書及び照会調査回答書「原本」)及び請求書は、甲へ送付するものとする。

第6条 委託業務代金は、適法な請求書を受領後毎月 10 日締め切り、当該月末に支払うものとする。

第7条 本契約に係る業務の履行にあたり、乙が故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

第8条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、信義に基づき円満に解決するものとする。

以上、本契約の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年●月●日

甲：●●●●●●●●●●丁目●番地

●●●●●●●●●●

理事長 ●● ●●

乙：東京都中野区弥生町 1-13-7

一般財団法人 保険療養費審査等受託機構

代表理事 佐野 裕司

柔道整復療養費支給申請書特定審査(柔道整復師照会調査)業務仕様書

この仕様書において●●●●●●●●●●を甲、一般財団法人 保険療養費審査等受託機構を乙とする。

1. 委託業務名

柔道整復療養費支給申請書特定審査(柔道整復師照会調査)業務

2. 委託条件

- (1) 柔道整復施術療養費支給申請書「写し」(以下「申請書」という)の保管状況が安全であること。作業場所は安全かつ機密を保持できる場所であること。
- (2) 正確に速やかに業務を実施するため、データ管理を確実に安全に行うこと。
- (3) 柔道整復業界に精通しており、本業務実施するにあたり、関係各団体との調整を図ることができること。
- (4) 申請書に係る施術者からの照会、申し立て及び苦情に対する専用窓口(コールセンター)を設け、とりまとめをして甲に報告すること。
- (5) 調査書に回答のあったものはその原本を意見書、または報告書に添付の上、甲に送付すること。
- (6) 業務に係る諸経費は、委託費用に含めるものとする。
- (7) 乙は、プライバシーマークを取得していること。
- (8) 本受託業務の再委託を禁止する。

3. 業務委託内容

- (1) 目的 甲により抽出された疑義のある申請書について乙は、柔道整復師に直接臨床的視点からの照会調査をかけ、調査書の回答内容を分析・検討し、その結果を甲に意見書として提出する。その意見書をもとに甲は、柔道整復療養費のより一層の適正化、合理化を図る。

(2) 特定審査業務手順

- ① 甲により主な疑義内容を指示した申請書を乙に送付。(特定審査依頼書添付)
- ② 乙は、上記申請書の内容を検討し申請書の施術管理者向けの照会調査書(以下調査書という)を作成する。
- ③ 作成された調査書は、乙より甲に送付される。(E-Mail 添付ファイルにて、主にPDF 形式)
- ④ 甲は、送付された調査書の内容確認(特に、リード文書)を行い、修正点がある場合は、乙に連絡する。(E-Mail 又はファクスにて)
- ⑤ 乙は、甲の了解のもとに調査書を施術管理者宛に郵送する。
- ⑥ この時、調査書の回答期限は2週間以内とする。(若しくは調査書発送日に16日間を加算した日付を期限とする。調査書の返信用封筒には返信用切手を貼付する)
- ⑦ 上記期限を経過しても調査書の回答がない場合は、乙は、甲に回答なしの報告書を未記入の調査書と共に郵送する。
- ⑧ 期限内に回答があった場合は、乙は、その回答内容を分析・検討し意見書を作成し、調査書の回答(原本)とともに甲に郵送する。
- ⑨ 甲は、意見書をもとにその申請書の取扱の判断業務を行う。

4. 問い合わせ対応(コールセンター)について

- (1) 柔道整復師又はその所属団体からの問い合わせ(調査書がなぜ送られてきたかの説明・調査書の書き方の説明・個人情報なので調査書を提出できない等のクレームに対応します)
- (2) コールセンターは、原則として柔道整復師又はその所属団体からのものを受け付けますが、特定審査の中で甲・乙にて相談の結果として補充的に患者照会調査をかけた場合は、患者又はその家族からの問い合わせにも対応します。
- (3) コールセンターに問い合わせのあった場合は、都度受付表に記入し、後日請求時にそ

の複写を送付します。

5. 業務委託による成果物

- (1) 回答が記入されている調査書(原本)及びその意見書。調査書に回答がない場合は、未記入の調査書及び期間内に回答がなかったという報告書。

6. 委託業務代金の支払方法

- (1) 支払は、上記成果物納入後支払う。

- (2) 支払の金額は、次の項目に係る当該月におけるそれぞれの処理件数に乗じた金額により算出する。

① 柔道整復療養費支給申請書特定審査(柔道整復師照会調査)の調査文書の作成

② 郵送料

1. 調査文書発送用

2. 調査文書返信用

3. 調査書の回答(原本)及び意見書、又は未回答の調査書及び報告書の送料

4. その他資料等の発送費用

③ 問い合わせ対応費用(問い合わせがなかった場合は費用は発生しない)

7. その他の留意事項

- (1) 申請書(写し)の輸送及び保存管理に当たっては、機密保持について最大限の注意を払うとともに、以下の各号に掲げる事項についても、乙は励行しなければならない。

① 申請書の取扱については、最重要機密事項として扱うこと。

② 業務担当者以外には、申請書や業務処理によって得られた各種データについて、一切公開してはならない。

③ 本作業及び作業内容は、一切外部へ口外しないようにすること。

④ 作業場所等での個人情報等の管理監督には十分留意すること。

⑤ 作業は、必ず同一事務所で行うこと。

⑥ データ精度の確保には充分配慮すること。

8. 料金について

(1) 別添料金表を参照

9. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項又は解釈について疑義が生じた場合は甲乙協議の上、信義に基づき円満に解決するものとする。

以上

【付属書類】

- 特定審査(柔道整復師照会調査)業務料金体系表
- 特定審査依頼書
- 特定審査依頼書総括表